

【表紙】

|            |                                                                                                      |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書の訂正報告書                                                                                          |
| 【提出先】      | 関東財務局長                                                                                               |
| 【提出日】      | 2026年 3 月 9 日                                                                                        |
| 【会社名】      | 任天堂株式会社                                                                                              |
| 【英訳名】      | Nintendo Co., Ltd.                                                                                   |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 古川 俊太郎                                                                                       |
| 【本店の所在の場所】 | 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地 1                                                                                    |
| 【電話番号】     | 075-662-9600(代表)                                                                                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 経営統括本部長 三宅 浩二                                                                                        |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区神田錦町二丁目 2 番地 1 KANDA SQUARE 8 階<br>任天堂株式会社 東京支店                                               |
| 【電話番号】     | 03-5217-3810(代表)                                                                                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 総務本部 総務部長 兼 東京支店長 赤坂 英也                                                                              |
| 【縦覧に供する場所】 | 任天堂株式会社 東京支店<br>( 東京都千代田区神田錦町二丁目 2 番地 1 KANDA SQUARE 8 階 )<br>株式会社東京証券取引所<br>( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 ) |

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

2026年2月27日（金）開催の取締役会において決議された当社普通株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に係る売出株式総数のうちの一部について、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）の海外投資家に対して販売（以下「海外販売」という。）されることがあるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき、臨時報告書を提出し、また、2026年3月3日（火）に引受人の買取引受による売出しに係る売出株式総数が変更されましたので、これに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、同日付で臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、2026年3月9日（月）に海外販売の売出数及び売出条件、その他海外販売に関し必要な事項が決定されましたので、これらに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正内容】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 頁で示してあります。

### (2) 売出数

(訂正前)

未定

(注) 1 上記売出数は海外販売に係る株式数であり、引受人の買取引受による売出し（海外販売を含む。）の需要状況等を勘案した上で、2026年3月9日（月）から2026年3月12日（木）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）に決定されますが、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式総数23,665,300株の範囲内で決定されます。そのため、上記売出数が引受人の買取引受による売出しに係る売出株式総数の半数以上となる可能性があります。

2 当社は、2026年2月27日（金）開催の取締役会決議に基づき、2026年3月3日（火）に株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の取得（取得した株式の総数11,430,000株、取得価額の総額99,921,060,000円）を行い、引受人の買取引受による売出しの売出人が、それぞれ当該自己株式の取得に応じて、その保有する当社普通株式の一部（売出人による売却株式数合計10,387,500株）を売却しております。当該売却の結果、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式総数が変更されました。

(訂正後)

12,417,200株

### (3) 売出価格

(訂正前)

未定

(注) 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、売出価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定されます。

(訂正後)

8,347円

(4) 引受価額  
(訂正前)

未定

(注) 需要状況等を勘案した上で、売価格等決定日に決定されます。なお、引受価額とは、下記(9)に記載の売出人が下記(8)に記載の引受人より受取る1株当たりの売買代金をいいます。

(訂正後)

8,002.76円

(5) 売価額の総額  
(訂正前)

未定

(訂正後)

103,646,368,400円

(11) 受渡年月日(受渡期日)  
(訂正前)

2026年3月16日(月)から2026年3月19日(木)までの間のいずれかの日。ただし、売価格等決定日の5営業日後の日とします。

(訂正後)

2026年3月16日(月)